自衛隊操縦士の民間における活用について

自衛隊操縦士の民間航空事業における活用（以下「民間活用」という。）については、大蔵省、運輸省、防衛庁の三省事務次官覚書（昭和４１年４月２５日。以下「覚書」という。）に基づき実施されているが、本制度を計画的かつ円滑に実施することにより長期的な観点から我が国における航空機操縦士の有効活用を図るため、次のとおり了解する。

１　覚書第５項の民間活用の対象となる者は、原則として３７歳以上の者とし、人数等の細目については、国土交通省と防衛省との間で別途協議するものとする。

２　国土交通省及び防衛省は、別途行われる防衛省の申し入れをふまえて、民間航空事業者の操縦要員（将来の要員も含む。以下同じ。）となるために元自衛官が応募した場合は、相互に連絡することとし、国土交通省は自衛隊操縦士が無秩序に民間航空事業者に流出することを防止するよう協力するものとする。

３　国土交通省は、定期航空運送事業者が一方的に自衛隊操縦士の採用を中断するような事態を招くことのないよう努めるものとする。

４　防衛省は、自衛隊の任務遂行に支障を生じない範囲で、毎年度、操縦士の安定的な供給に努め、民間航空事業者が所要の操縦士を充足することができるよう協力するものとする。

５　平成４年４月３０日付け運輸省航空局長・防衛庁人事局長覚書「自衛隊操縦士の民間における活用について」は効力を失うものとする。

平成２６年２月２７日

国土交通省航空局長

防衛省人事教育局長